

令和5年度(2023年度) 函館市いじめ防止対策審議会 いじめ防止対策部会
会議記録

- 1 日 時 令和5年10月23日(月) 16時00分～
- 2 場 所 函館市南北海道教育センター大会議室
- 3 出席委員 5名
- 4 欠席者 1名
- 5 発言の要旨

事務局

- 会議の公開について確認
- 函館市各種審議会の取り扱いの中で、できるだけ会議を公開することになっており、本審議会は、基本的に公開することとして位置付けられていることから、配付資料にある「傍聴に関する遵守事項」を条件とすることで、傍聴および写真撮影等の諾否についてお諮りする。

また、一般の傍聴者とは別の扱いになるが、報道関係者の取材および写真撮影についてもお諮りする。

- 承認してよろしいか。

委員

- 異議なし。

事務局

- 本会は、公開となっていることから、本日の議事録は原則インターネット上で発言者の氏名は伏せて公開する。

- 開会

【挨拶要旨】

学校教育部長

- 令和5年度 函館市いじめ防止対策審議会いじめ防止対策部会の開会にあたり、教育委員会として、御挨拶を申し上げます。

- 委員の皆様には、日ごろより、函館市の教育の充実のために御尽力いただきますとともに、本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、心より感謝申し上げます。

- さて、本年度は、7月13日(木)に第1回全体会を開催し、今年度の事業計画に対しまして、各委員の皆様より、本市におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応につきまして、貴重な御意見をいただき、取組を進めているところである。各学校においては、すべての子どもの学びの保障と教育環境の充実に向け、日々の教育活動を展開している。

- 教育委員会では、いじめや偏見、差別がないよう各学校に対し、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応を求めるとともに、本市で設置している「はこだて子どもほっとライン」をはじめ、国や道が設置する相談窓口をリーフレットなどに掲載して周知している。

- いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを、あらためて学校、家庭、地域がしっかりと認識するとともに、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、どんな些細なことでも、見逃すことなく一体となって取り組むことが重要であると考えている。

- 委員の皆様には、日ごろ感じている子どもたちの学びや育ちに関することや、函館のいじめ防止等の対策に関わる取組についてなど、忌憚のない御意見をいただきますようお願いしたい。

事務局

- 次に、函館市いじめ防止対策審議会いじめ防止対策部会部会長から御挨拶

をいただく。

部会長

- 当部会の部会長として、責務を全うしていきたいと思う。よろしく願います。

事務局

- それでは、部会長には議長として議事の進行をお願いしたい。

議長

- 本日の議事は、
 - (1) 【説明】令和5年度 いじめ不登校対策推進事業
 - (2) 【説明・協議】令和4年度 函館市におけるいじめの状況について
 - (3) 【説明・協議】いじめ撲滅啓発用リーフレットについて3点である。
- 議事の2「いじめ等に関する協議」では、委員の皆様一人ひとりから発言をお願いしたい。その他の議事についても、積極的な発言をお願いしたい。
- それでは、議事の1、事務局から説明をお願いする。

事務局

- 資料「令和5年度いじめ・不登校等対策推進事業」を御覧いただきたい。
- 7月の全体会で示した事業内容について、実施日時等が決まったので説明する。
- 対策部会「いじめ等の問題について考える集会」について
 - ・ 小学校は、高丘小学校、上湯川小学校、旭岡小学校、鱒川小学校、榎法華小学校の5校が、WEB会議システムを活用した集会を、10月31日に実施すること
 - ・ 中学校は、本通中学校、五稜郭中学校、赤川中学校、鱒川中学校、戸井学園の5校が、WEB会議システムを活用した集会を、12月19日に実施すること
- 内容について説明を行う。
 - ・ 内容は大きく2点「交流：自校の取組の紹介」「協議：いじめ見逃しゼロを目指して、私たちができること」について、話し合いを進めること
 - ・ これまでは、感染症拡大防止の観点から、これまでのように全校集会やいじめ防止等の集会を行うことは難しい状況ではあったが、実施について検討している学校が多いとのこと。
 - ・ 対策部会委員の皆様にも、司会を行う高丘小学校、本通中学校で協議の傍聴および講評等をお願いしたいこと
 - ・ 閉会での挨拶を小中それぞれの集会で委員1名をお願いしたいこと
- 第2回全体会について
 - ・ 2月に函館市南北海道教育センターでの開催を予定していること

議長

- 質問、意見等があれば願います。

委員

- 「いじめ等の問題について考える集会」についてであるが、コロナ禍等もあり、WEB会議システムを活用した形式での実施であるが、以前実施していた対面形式での実施について検討してはいかがか。

事務局

- 貴重な意見として承る。

議長

○ それでは、議事の2、事務局から説明をお願いします。

事務局

- 別添資料「令和4年度 函館市におけるいじめの状況について」を御覧いただきたい。
- 本調査については、文部科学省において精査を行っており、例年10月下旬から11月に結果が公表されているが、今年度については、すでに公表されている。
- なお、お手元の資料にあります、令和4年度の調査結果については、目で追っての確認のみとして頂き、部会終了後、本資料のみ回収する。
- いじめの認知件数につきましては、平成27年度から国からの通知や方針、ガイドラインを受け、学校いじめ対策組織による組織的な判断や、教職員による日常的な情報交流等が行われ、子どもの様子を多面的に判断して、積極的に認知が行われた結果、函館市においては小中合計で200を超える件数での推移となっている。
- 令和4年度におけるいじめの認知件数は、令和3年度に比べ、小・中学校ともに増加している。
- いじめ発見のきっかけについては、「アンケート」による発見がもっとも多い。いじめを受けている児童・生徒や、いじめを目にした児童・生徒の声を一つでも多く拾い、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握するとともに、緊急性のある事案に対し、迅速に対応するという意味で大切である。
- 「いじめ発見のきっかけ」に係わって、学校で実施しているアンケートや教職員への相談の他に、子どもたちが話をしたい時に、話をしたい方法で相談できるように、本推進協議会で作成しているリーフレットに学校以外の相談機関を紹介している。
- いじめられた児童生徒の相談の状況は、小・中学校ともに「学級担任に相談」「保護者や家族等に相談」が大半であり、「学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む）」の回答は極めて少数であった。

議長

- ただ今の事務局の説明について、御意見や御質問があればお願いしたい。
- 各委員から、これからの活動にかかわることでの御提案や御意見があれば頂戴する。また、御提案や御意見でなくても、身近な子どもたちの様子や学校教育のことなど、普段考えていることについて、お話をいただきたい。

委員

○ アンケートは年に何回行っているのか。

事務局

○ 本調査に係ってのアンケート実施回数は年間2回であるが、学校によっては、朝の健康観察時や教育相談前等において、本調査と同様のアンケートを行っている。

委員

○ 本校においても、年間2回の本調査以外にも同様のアンケートを定期的に行っている。

委員

○ 新聞報道で、「いじめの解消は学校だけで判断しているので、何をもって解消しているかが見えない」とあったが、いじめの解消はどのように判断しているのか。

- 事務局 ○ 本調査においては、いじめの行為が止み、苦痛を感じていない状態が3カ月継続して「解消」となる。「学校だけの判断」との御指摘があったがその間、加害児童生徒および被害児童生徒と定期的に教育相談等を実施した上での判断となる。
- 委員 ○ 児童相談所は、家庭における保護者と児童の関係に問題があれば、対応することが主な業務になることから、不登校の相談を取り扱うことはあるが、いじめの相談についての取扱いは基本的にはない。
- 委員 ○ ただし、いじめが原因で不登校になったり、いじめが原因で家庭内に何か問題が生じたりした場合は、児童相談所として介入することになる。また、加害児童生徒および被害児童生徒に発達遅れの疑いがある場合についても、諸検査等を実施したりするなどを通していじめ等の問題に対応する可能性がある。
- 委員 ○ いじめ等の被害児童生徒および加害児童生徒どちらにも発達遅れや偏りがある場合や可能性があり、学校現場としても対応に苦慮することが度々あり、今の児童相談所からの話しは心強い。
- 委員 ○ LINEによる相談について伺いたい。相談件数や内容等についてはどのようなになっているか。
- 事務局 ○ 以前は函館市独自にLINEによる相談を行っていたが、道教委において同様の相談を行うようになったことから、現在は函館市独自では実施していない。
- 委員 ○ 道教委で実施しているLINE相談の窓口を各学校に案内したり、生徒向けの周知カードを配付したりしている。緊急性が高い相談が寄せられた際には、道教委から各市町の教育委員会に情報提供があることになっているが、これまでそのような連絡はない。函館市内の児童生徒の相談件数についても示されていない。
- 委員 ○ 人権擁護委員会でも、電話や手紙等の相談窓口を周知している。場合によっては、本人および保護者と面談等を行うこともある。また、人権を尊重する気持ちを育てたり養ったりするために、幼稚園や小学校低学年から「人権教室」を行っているが、より多くの学校、特に中学校でも実施できるよう取り組んでいきたい。
- 委員 ○ 本校においても、先ほど事務局から説明があったアンケートを先日実施した。アンケートに記述があった児童生徒とは、教育相談を行っている。
- 委員 ○ 質問項目の中に、「いじめられたりした場合誰に相談するか」という項目があるが、「誰にも相談しない」という回答を選択する児童生徒がいる。
- 委員 ○ 「誰にも相談しない」を選択した児童生徒にはどのように対応するのか。
- 委員 ○ 「誰かに相談することが苦手である」ということを把握した上で、教育相談の回数を増やしたりするなどの対応を行っている。

- 事務局 ○ 各学校では、様々な機会に「SOSの出し方に関する教育」を進めている。「困ったことがある」、「助けてほしいことがある」際に、適切に周囲に助けを求めたり自分の状況を説明したりできるような学習の機会を設けている。
- 委員 ○ 1人1台端末を活用してアンケートを実施することが増えてきたが、集約までの時間が短縮することができ、素早く対応することができるようになってきている。
- 委員 ○ 新聞報道で、不登校やいじめの件数が増えているとの記事が掲載されているが、このことについてどのように学校は対応したら良いだろうか。
○ このことを受け、学校はこれまで以上の対応をしていく必要があるのではないか。
- 事務局 ○ 各学校でいじめを積極的に認知している。児童生徒の少しの変化に気が付いたり、いじめの被害を訴えた児童生徒の「被害性」に着目したりしたことから、いじめの認知件数が増えたと認識している。
○ 引き続き、いじめの認知漏れがないように、認知したいじめを適切に対応し、重大な事態に発展しないようにしていきたい。
- 委員 ○ 2019年の新聞記事になるが、不登校児童生徒が自宅でインターネット等を使い学習しているが、出席扱いとなっている事例が少ないと書かれているが、現在はどのようなになっているか。
- 事務局 ○ 学校では、1人1台端末を活用して日常の授業が行われているが、不登校児童生徒も、配信された課題に取り組んだり、配信された授業動画を視聴したりする取り組みが行われている。
○ 児童生徒一人ひとりの取組状況を学校長が判断し、指導要録上の出席の扱いにする等の判断を行っている。
- 議長 ○ それでは、議事の3、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 ○ 令和5年度も「函館市いじめ防止対策審議会リーフレット」を作成し、各学校・家庭・関係機関等に約2万枚の配布を予定している。
○ お手元には、平成26年度～令和4年度までのリーフレットを配付させていただいた。
○ 過去のリーフレットを参考としながら、喫緊の課題、函館の実態に即した内容構成で考えている。
○ 令和5年度は、これまで同様、「函館 いじめ見逃しゼロへ～いじめ見逃しゼロの学校・地域を目指して～」をテーマに、「いじめ等の問題について考える集会」と一貫した内容で取組を行い、リーフレットを通じて全市へ発信していきたいと考えている。
- 議長 ○ ただ今の説明について、意見や質問はあるか。

事務局

- これまでいただいた意見を踏まえ、リーフレット「案」を作成したい。第2回全体会において、改めて御意見を伺いたい。

議長

- 本日の議事がすべて終了したので、司会を事務局に戻す。議事進行にかかり、委員の皆様方の御協力に感謝申し上げます。

事務局

- 議長の議事進行に感謝申し上げます。
- 以上をもって、令和5年度 函館市いじめ防止対策審議会いじめ防止対策部会を終了する。